

現行制度と検討の方向性について

(団体による差止請求制度及び被害回復制度③)

令和6年11月28日
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会の役割

- 個人情報保護委員会は、**個人の権利利益を保護**するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とする（個情法第131条）。
- 違法な個人情報の取扱いに起因する個人の権利利益の侵害は、プライバシーの侵害や差別的取扱い等、事後的な救済が困難である場合が多く、これらについて適切に対応していくことは重要である一方、個人情報保護委員会の体制面や人的資源等にも限界はあり、必ずしも**全ての違反行為に迅速かつ網羅的に対応できるとは限らない**。

認定個人情報保護団体の役割

- 認定個人情報保護団体（以下「認定団体」という。）は、**事業者における個人情報等の適正な取扱いの確保**を目的とする法人等（個情法第47条第1項）。
- 認定団体制度は、事業者団体等がガイドラインを策定し、関係事業者がガイドラインを遵守するといった、民間における**自主的な取組を支援するための仕組み**として設けられたものであり、認定団体は、認定団体の業務の対象となることに同意した事業者（対象事業者）に対してのみ認定団体業務を実施する（個情法第52条第1項）。
- そのため、認定団体は、**消費者の利益の擁護を目的とする団体であることが制度的に担保されているとはいえず**、実際に、**事業者団体が認定団体として活動する例が多い**。また、**違反行為を行う事業者が認定団体の対象事業者ではない**事態も生じ得る。

適格消費者団体の役割

- 適格消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の**不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うこと**を主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められる、営利目的や公益目的ではない法人（消費者契約法第13条第3項第1号、第2号）。
- 適格消費者団体の認定要件（消費者契約法第13条第3項～第5項）には、**特定の事業者の関係者又は同一の業種に属する事業を行う事業者の関係者による不当な影響を排除**する観点からの要件等も含まれている。

- **違法な個人情報の取扱いを排除するための仕組みを複線化**する必要があるのではないか。新たな仕組みについては、消費者の利益の擁護という観点から、適格消費者団体が担うこととすることが考えられるのではないか。
- なお、認定団体及び適格消費者団体については、いずれも、**個人（消費者）と事業者とのコミュニケーションを支援し、個人情報の取扱い等に関する信頼の醸成を促進する機能**を期待することができるのではないか。認定団体は、引き続き、事業者の自主的取組を支援することによる信頼の醸成という役割を担う一方、適格消費者団体が関与する新たな仕組みを導入することで、**個人（消費者）と事業者との間でより実効的なコミュニケーションが行われることが期待できる**のではないか。

適格消費者団体と認定団体の要件等について

	適格消費者団体	認定個人情報保護団体
主体	特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人（消契法第13条第3項第1号）	法人又は代表者若しくは管理人の定めのある団体（個情法第47条第1項）
業務	- 差止請求関係業務（消契法第13条第1項） ✓ 不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務 ✓ 当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集 ✓ 消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の収集及び提供	- 対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情の処理（個情法第47条第1項第1号） - 対象事業者に対する情報の提供（同第2号） - 対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務（同第3号）
認定要件	- 差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること（消契法第13条第3項第3号） - 差止請求関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること（同第6号） - 差止請求の要否及びその内容についての検討を行う部門において専門委員が共にその専門的な知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること（同第5号） - 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによって差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと（同第7号） - 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること（同第2号） - 差止請求関係業務の執行を決定する機関として理事をもって構成する理事会が置かれており、かつ、定款で定めるその決定の方法が、当該理事会の決議が理事の過半数又はこれを上回る割合以上の多数決により行われるものとされていること（同第4号イ(1)） - 理事の数のうちに占める、特定の事業者の関係者の数の割合が三分の一を超えておらず、また同一の業種に属する事業を行う事業者の関係者の数の割合が二分の一を超えていないこと（同第4号ロ） 等	- 業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること（個情法第49条第1号） - 業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること（同第2号） - 認定団体の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定団体の業務が不公正になるおそれがないものであること（同第3号）
対象事業者	限定無し	認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等（個情法第52条第1項）
事業者に対する権限	差止請求（消契法第12条第1項等）	- 苦情の内容を通知し迅速な解決を求める（個情法第53条第1項） - 認定業務の対象から除外（個情法第52条第1項） 等

訪問販売協会・通信販売協会

- 適格消費者団体による差止請求制度が設けられている法令の1つである特定商取引法においては、訪問販売協会制度及び通信販売協会に係る規定が設けられている（特定商取引法第27条・第30条等）。
- 訪問販売協会・通信販売協会は、訪問販売・通信販売を業として営む者を社員とする一般社団法人で、会員の営む訪問販売・通信販売の業務に関する苦情について解決の申出があったときに当該会員に対し苦情の迅速な処理を求める等の業務を行う。
- 公益社団法人日本通信販売協会は、認定個人情報保護団体としても認定を受けている。

○ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号） （通信販売協会）

第三十条 その名称中に通信販売協会という文字を用いる一般社団法人は、通信販売に係る取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益を保護するとともに、通信販売の事業の健全な発展に資することを目的とし、かつ、通信販売を業として営む者を社員とする旨の定款の定めがあるものに限る、設立することができる。

2 （略）

（成立の届出）

第三十条の二 前条第一項の一般社団法人（以下「通信販売協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（苦情の解決）

第三十二条 通信販売協会は、購入者又は役務の提供を受ける者等から会員の営む通信販売の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 通信販売協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、通信販売協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 通信販売協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

(参考) 緊急命令・利用停止等請求の対象条文

条文概要※	緊急命令	利用停止等請求	差止請求（案）
第18条（利用目的による制限）	○	○	○
第19条（不適正な利用の禁止）	○	○	○
第20条（適正な取得）	○	○	○
第21条（取得に際しての利用目的の通知等）	—	—	—
第23条（安全管理措置）	○	—	—
第24条（従業員の監督）	○	—	—
第25条（委託先の監督）	○	—	—
第26条（漏えい等の報告等）	○	○	—
第27条（第三者提供の制限）（第4項を除く）	○（第1項のみ）	○（第1項のみ）	○（第1項のみ）
第28条（外国にある第三者への提供の制限）	○（第1項、第3項のみ）	○	○
第29条（第三者提供に係る記録の作成等）	—	—	—
第30条（第三者提供を受ける際の確認等）（第2項を除く）	—	—	—
第32条（保有個人データに関する事項の公表等）	—	—	—
第33条（開示）（第1項を除く）	—	—	—
第34条（訂正等）（第2項・第3項のみ）	—	—	—
第35条（利用停止等）（第1項、第3項及び第5項を除く）	—	—	—
第38条（手数料）（第2項のみ）	—	—	—
第41条（仮名加工情報の作成等）（第4項及び第5項を除く）	○（第1項～第3項、第6項～第8項のみ）	—	—
第43条（匿名加工情報の作成等）（第6項を除く）	○（第1項、第2項、第5項のみ）	—	—

※ 条文概要に掲げている条文は、勧告・命令（法第148条第1項、第2項）の対象条文。